

「ベトナム：最低賃金引き上げ」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

ベトナム政府は、2011年10月1日からの外資系企業、地場企業の最低賃金引き上げに関する政令を公布しました。外資系企業では、ハノイ・ホーチミンの都市部（エリア1）は月155万ドンから200万ドンに引き上げられます。

ベトナム政府は、8月22日付で、外資系企業、地場企業の月額最低賃金引き上げに関する政令（No 70/2011/ND-CP）を公布した。2011年10月1日から実施される。詳細、下表ご参照。

近年、最低賃金は、毎年1月に引き上げられていたが、今回は物価上昇が著しいため、10月に前倒しされた。

外資系企業は、エリア1が155万ドンから200万ドン、エリア2が135万ドンから178万ドン、エリア3が117万ドンから155万ドン、エリア4が110万ドンから140万ドンに引き上げられる。

2011年1月1日付けでエリア区分が昇格する地域もある。（例：ハイフォン市の都市部と外側（トゥイグエン区、アンズオン区、アンラオ区、ビンバオ区）、はエリア2からエリア1へ昇格）

これまで外資系企業と地場企業の間で最低賃金は異なっていたが、2011年10月1日に一本化される。

【ベトナム：外資系企業の法定月額最低賃金の推移】

エリア 区分	対象となる地域	【今回発表分】 2011.10.1～ 2012.12.31		【これまでの値】 2011.7.1～ 2011.9.30	
		ドン建て	米ドル 換算	ドン建て	米ドル 換算
エリア1	<p>【北部】ハノイ市の都市部及びハノイ市の都市部の外側の一部(ザーラム区、ドンアイン区、ソクソン区、タインチー区、トゥーリエム区、トウオンティン区、ホアイドゥック区、タクタット区、クオクアイ区、タンアイ区、メーリン区、チュオンミー区、ソントイ市)</p> <p>ハイフォン市の都市部と外側(トウイグエン区、アンズオン区、アンラオ区、ビンバオ区)</p> <p>【南部】ホーチミン市の都市部及びホーチミン市の都市部の外側の一部(クチ区、ホクモン区、ビンチャイン区、ニャーペー区)、ドンナイ省(ビエンホア市、ニョンチャック区、ロンタイン区、ビンキュー区、チャンボム区)、ビンズオン省(トゥーザウモット町、トウアンアン市、ペンカット区、タンウエン区)、バリアブントウ省(ブンタウ市)</p>	2,000,000	97	1,550,000	75
エリア2	<p>【北部】ハノイ市・ハイフォン市でエリア1に属さないエリア、ハイズオン省(ハイズオン市)、フンイエン省(フンイエン市、ミーハオ区、バンラム区、バンザン区、イエンミー区)、ビンフック省(ビンイエン市、フックイエン市、ビンスエン区、イエンラック区)、バクニン省(バクニン市、トゥーソン市、クエボ区、ティエンズー区、イエンフォン区、トウアンタン区)、クアンニン省(ハロン市、モンカイ市)、タイグエン省(タイグエン市)、フート省(ペトチ市)、ラオカイ省(ラオカイ市)、ニンビン省(ニンビン市)</p> <p>【中部】トゥアティエンフエ省フエ市、ダナン市全域、[中南部]カインホア省(ニャチャン市、カムラン町)、[中部高原]ラムドン省(ダラット市、バオロク市)</p> <p>【南部】ホーチミンでエリア1に属さないエリア、ビントウアン省(ファンティエット市)、ドンナイ省(ロンカン区、ディンクアン区、スアンロク区)、ビンズオン省(フーザオ区、ザウティエン区)、ビンフック省(チョンタン区)、バリアブントウ省(バリア市、タンタン区)、ロンアン省(タンアン市、ドゥクホア区、ベンルック区、カンドウオク区、カンズオック区)、ティエンザン省(ミトー市)、カントー市の区部、キエンザン省(ラックザー市)、アンザン省(ロンスエン市)、カマウ省(カマウ市)</p>	1,780,000	86	1,350,000	66
エリア3	エリア1と2に属さない市、省の郊外エリア	1,550,000	75	1,170,000	57
エリア4	その他地域	1,400,000	68	1,100,000	53

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

※下線部分は、エリア区分が変更されている。

※試行期間終了後(雇用契約後)の最低賃金は上記の7%増し。

※ドル換算レートは1ドル当たり2011年20.584ドン(2011年7月平均値)で計算。

※地場企業の2011年1月1日以降の最低賃金は、エリア1=135万ドン、エリア2=120万ドン、エリア3=105万ドン、エリア4=83万ドン。

2011年10月1日以降の最低賃金は上記の表と同様になる。

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 情報戦略グループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772
受付時間/月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)